

第四回研究集会の基調

にいがた県民教育研究所所長

八 木 三 男

“市民が教育の内容を問う”というテーマは、すでに研究所が事務局の中心になってやってきた新指導要領についての市民フォーラムの主題であるのですが、今集会における意味は、私たちの考えでは次のようなものです。

第一に、市民の立場を学校教育に対する一方の主体として位置づけることです。教員を主体にした教育運動のなかで、市民は往往にして客体でありました。学校や教員組合運動の時々都合によって、市民が利用される面すらなかったとはいえません。今や一方の主体です。そうでなければ、現代の市民社

会のなかに学校が根づくことはできません。

第二に、主権者としての市民が、学校教育に対して積極的に発言し、問題提起をしようということです。教育はすぐれて文化創造の営みであり、価値の創造活動です。価値の創造者ひとりひとりが自由で個性的でなければならぬのは当然です。こうした自由な市民の立場からの学校教育の検討が課題になります。したがって、教育を単に権力との対抗関係だけからみるのではなく、学校教育の内容に市民間の討論を通じて普遍性を付与するたたかいが必要です。



第三に、学校教育における子どもの権利問題を市民の側から問う問題です。子どもに対する人権侵害

は具体的には地域的なあらわれ方をします。最終的には地域が子どもの人権擁護の砦にならなければなりません、一九九〇年九月の「子どものための世界サミット」の

「世界宣言」や「行動計画」にあるように、子どもも最優先の原則の確認と具体的な子どもの生活の検討を介して地域的な子どもの人権擁護の「行動計画」の立案が必要になります。

「日の丸」「君が代」問題もそのひとつであり、「内申書」等の形式の改善や開

示も具体的な問題点です。

第四に、市民運動と住民運動の区別等の問題は措くとして、地域の自然環境や生態系を具体的に熟知するのは、その住民であり、かつて地域の子どもであった住民が、現在の子どもと自然の関係を明らかにすることが出来ます。その点で地域開発等でも重視されなければならないのは、その住民の意思であり、子どもの生育環境の問題です。

第五に、明日の日本の教育を考える上で、世界の普遍的原理としての子どもの人権（むろん学習権も）と生活の擁護の問題は、特別重視されないといけないと思います。日本の学校を世界の学校の中に位置づけ、世界的普遍性の中に位置づける作業は、市民的教育運動の内実をそれにふさわしく高める作業でもあります。今集会がその一助になればと願っています。

以上の点をふまえて、本日の佐藤先生の記念講演をはじめ特別報告も、明日の各分科会の主題もそのように準備されています。